

令和5年7月10日

**埼玉消費者被害をなくす会とイマジン・グローバル・ケア株式会社との間で  
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

**1. 協議が調ったと認められるものの概要**

**(1) 事業の概要**

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「埼玉消費者被害をなくす会」という。）が、イマジン・グローバル・ケア株式会社（以下「イマジン・グローバル・ケア」という。）に対し、イマジン・グローバル・ケアが販売する「ブロリコ」という名称の商品のWEB広告における「一無制限一全額返金保証」との表示（以下「本件表示」という。）について、実際に返金されるのは初回購入の商品1個の価格（税込み2,981円）のみであるにもかかわらず、当該商品の定期購入契約を締結しようとする消費者に対し、2回目以降の発送がなされた後であってもそれまでに購入した分の全ての返金を受けられるとの印象を与えるものであり、不当景品類及び不当表示防止法第30条第1項第2号<sup>(※)</sup>所定の有利誤認表示に当たるとして、本件表示の使用停止又は修正を求めた事案である。

**(※) 不当景品類及び不当表示防止法**

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 [略]

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

2・3 [略]

注）上記の差止請求が行われた日現在の規定

**(2) 結果**

埼玉消費者被害をなくす会は、令和4年9月1日、イマジン・グローバル・ケアに

対する申入れを開始した。

イマジン・グローバル・ケアは、令和4年11月2日、埼玉消費者被害をなくす会に対し、本件表示を修正した旨連絡した。

これを受け、埼玉消費者被害をなくす会は、令和5年1月5日、本件表示について申入れの趣旨に沿った修正が確認できたとして、申入れを終了した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（法人番号1030005001873）

## 3. 事業者等の氏名又は名称

イマジン・グローバル・ケア株式会社（法人番号8010001141743）

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup> の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)